

本検討委員会における配布資料等の公開について

本検討委員会及び配布資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 会議の公開

会議は公開とする。ただし、企業の営業機密を含む場合や委員の了承が得られない場合等は、非公開とする。

2. 議事録及び配布資料

研究会の議事録については公開しない。ただし、議事要旨については公開する。配布資料については、原則として公開する。ただし、資料の内容に、企業の営業機密を含む場合や委員の了承が得られない場合等は、非公開とする。